

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 5 月 26 日（金）、第 17 回の委員会が開かれました。

- 1 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第 210 回国会閣法第 6 号）
 - ・加藤厚生労働大臣、大串デジタル副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・上野賢一郎君外 6 名（自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）提出の修正案について、提出者上野賢一郎君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）
 - ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）
 - ・田畑裕明君外 6 名（自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）から提出された附帯決議案について、宮本徹君（共産）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産、有志）
（質疑者）阿部知子君（立憲）、小川淳也君（立憲）、一谷勇一郎君（維新）、遠藤良太君（維新）、田中健君（国民）、宮本徹君（共産）、仁木博文君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

阿部知子君（立憲）

- (1) 宿泊拒否事由の明確化関係
 - ア ハンセン病元患者、H I V陽性者、障害者に対する宿泊拒否が繰り返されてきた歴史を踏まえて本改正に臨む厚生労働大臣の覚悟
 - イ 特定感染症の患者等の宿泊拒否を可能とする法改正を行う理由
 - ウ 本改正で宿泊拒否事由とする「特定感染症の患者等であるとき」の「等」の具体的内容
 - エ 特定感染症の患者「等」まで宿泊拒否の対象を拡大することへの懸念に対する厚生労働大臣の見解
- (2) 身体障害者補助犬の普及・啓発のあり方に関する調査研究事業における補助犬使用者アンケート調査の結果を受けた今後の対策についての厚生労働大臣の見解
- (3) 都道府県に旅館業の従業員への障害者差別防止のための研修を義務付けるべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- (4) 旅館業法第 5 条第 4 号の宿泊拒否事由の追加は障害者差別解消法の趣旨等に反するとの懸念に対する厚生労働大臣の見解

小川淳也君（立憲）

- (1) 内閣総理大臣の長男が首相公邸で忘年会を開き不適切な写真を撮影したとの報道に対する厚生労働大臣の所感
- (2) 報道されている少子化対策の財源として社会保険料に月額 500 円程度の上乗せという案についての厚生労働大臣の認識の有無
- (3) マイナンバーに紐付けて登録する公金受取口座の誤登録が起きた自治体名及び一つの口座が複数人に登録されている事例の調査の必要性

- (4) 題名から「新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して」を削除する必要性、宿泊拒否事由から感染防止対策への協力要請に正当な理由なく応じない場合を削除する必要性、旅館業法第5条第4号の過重な負担には障害によるものは含まないことを明確にする必要性及び事業承継後の業務状況について自治体の実効性のある調査を行う必要性についての厚生労働大臣の見解

一谷勇一郎君（維新）

- (1) 旅館業法により消費者と営業者の間の対等な契約関係が阻害されている懸念
(2) 小児がんの患者等の宿泊がサービス提供を担保できない等の理由で拒まれる場合の法律上の整理
(3) 都道府県が条例で定める宿泊拒否事由の内容を法律に明確に規定することの可否及び宿泊拒否事由を条例で定められるにもかかわらず法改正を行う必要性の有無
(4) 宿泊施設の規模、設備、人員等の要因により宿泊を拒む場合の法律上の整理及び営業者に適切に対応させるための取組の必要性
(5) 従業者への研修の実効性の確保策
(6) 事業承継の際に保健所が実地検査を行うためのマンパワー不足への対応策

遠藤良太君（維新）

- (1) 改正後の旅館業法第5条第2号における「正当な理由」の具体的内容をガイドラインで定める理由
(2) ガイドラインの策定までの過程
(3) 多くの条例で規定されている宿泊拒否事由を本法律案で規定しなかった理由
(4) 旅館業の営業者による従業員等に対する研修の方法
(5) カスタマーハラスメント対策としての宿泊拒否事由の具体的な適用例の明示方法
(6) 宿泊者名簿に記載する連絡先の正確性の担保策
(7) 食鳥処理場の事業譲渡の際の都道府県知事等による業務の実施状況の調査の必要性
(8) 事業譲渡手続きの負担軽減と行政のチェックの適正化とのバランスの確保策

田中健君（国民）

- (1) 旅館業の営業者からの感染防止に必要な協力要請関係
ア 協力要請に応じる義務を規定することが宿泊拒否を認めることに等しくなる懸念
イ 協力要請に応じないことに基づき宿泊契約を解除することはできないことの確認
ウ 改正後に策定するガイドラインとモデル宿泊約款との関係
エ 「正当な理由」に当たる場合をガイドライン等で事前に明確に定めることができない中での営業者による協力要請の内容の適正性及び公平性の確保策
(2) 「特定感染症の患者等」に該当するか明らかでない場合の医師の診断結果等の報告関係
ア プライバシー保護の方策
イ 個人情報の取得について事前に承認を取ることでプライバシーが保護されることの確認
(3) 居室待機等の要請に応じる義務関係
ア 特定感染症の症状を呈している者に受診、居室待機等の要請に応じる義務を課すことは新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下における感染防止の協力要請の措置を超える懸念
イ 感染防止に必要な協力要請に応じることが努力義務となっている感染症法と比較して権利の制限の拡大につながる懸念
ウ 「特定感染症の症状を呈している者その他の政令で定める者」の範囲
(4) 医師の診断結果の口頭報告及び抗原検査キット等の医療機関以外による検査の可否

宮本徹君（共産）

- (1) 検討過程で様々な懸念を指摘されてきた内容の法律案をそのまま国会に提出したことに対する厚生労働大臣としての反省
- (2) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化関係
 - ア 仮に第5条第2号が削除された場合は正当な理由なく第4条の2の協力の求めに応じないことを理由に宿泊を拒否できないことの確認及び第4条の2第4項違反を理由に「違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき」とみなして宿泊拒否することはできないことの確認
 - イ 特定感染症の症状を呈している者に対して求める協力として発熱している者に医療機関の受診を求めることができるか否かの確認
 - ウ 本人が受診の必要性を感じていないのにもかかわらず旅館業の営業者が医療機関への受診を強く求めることの妥当性
 - エ 医療機関への受診を始めとした協力を求める際は感染症のまん延防止に必要なかどうか慎重に検討する必要性
 - オ 感染防止に必要な協力要請は感染症法等との整合性を考慮した必要最小限のものでなければならないことを政省令及びガイドラインで明確にする必要性
 - カ 感染防止に必要な協力要請では濃厚接触者や同行者に診療を求めることはできないことの確認
 - キ 「医療機関が近くにない」「体調が悪いのでまずは休みたい」「夜間診療に行くほどの状態でないので休みたい」との理由が感染防止に必要な協力を拒否できる正当な理由に該当するか否かの確認及び該当する場合には営業者が医療機関への受診を求めるべきではないことをガイドライン等で明確化する必要性
- (3) 旅館業の施設における感染症のまん延防止対策関係
 - ア 旅先で患者となった者が宿泊できない事態にならないよう感染対策を講じた上での客室での療養が基本であることを明確化する必要性
 - イ 感染者の客室での療養により他の宿泊客や従業員に感染が生じないよう十分な対策を講ずるための支援及びホテルの宴会場等の換気設備や空気清浄機等に対する支援の必要性
 - ウ 米国疾病予防管理センター（CDC）を参考に屋内換気や換気回数等の基準をバージョンアップする必要性
- (4) 障害者等の特性に応じた適切なサービス提供のための従業員への研修内容の策定に当たり障害者団体等の意見を十分に考慮する必要性並びに旅館等における障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準の改善及び事業者への支援等の必要性
- (5) 国民が取るべき感染対策について世界的な科学的知見を早期に社会全体で共有する必要性

仁木博文君（有志）

- (1) 感染症のまん延防止の観点からの宿泊拒否事由の明確化関係
 - ア 宿泊しようとする者が特定感染症に感染しているかどうかを判断する方法
 - イ サーモグラフィ等で発熱の兆候が見られるにもかかわらず感染していないと主張する者を宿泊拒否できるか否かの確認
 - ウ デイユース等の宿泊をしないホテル利用客については発熱等があっても利用を拒否できないことの確認
 - エ デイユース以外のホテル内の施設の利用者については発熱等があっても利用を拒否できないことの確認
- (2) 入れ墨のある者のホテル等の入浴施設の利用についてガイドライン等を作成する必要性
- (3) 国立健康危機管理研究機構で得られた知見を迅速に現場へ通達していく重要性

- (4) 本年9月末までの経過措置が終了した後の宿泊療養施設の位置付け
- (5) 身体障害者補助犬等の受入れ促進に向けたPRの必要性